

○静岡県警察災害派遣隊運用要領の制定について

(平成 25 年 4 月 3 日例規第 38 号)

この度、別添のとおり「静岡県警察災害派遣隊運用要領」を定めたので通達する。

なお、広域緊急援助隊の編成及び運用に関する訓令の制定について（平成 18 年例規災ほか第 55 号）は、廃止する。

別添

静岡県警察災害派遣隊運用要領

第 1 趣旨

この要領は、静岡県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成 25 年県本部訓令第 19 号）第 8 条の規定に基づき、災害派遣隊の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 即応部隊の運用等

即応部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 編成、活動等

(1) 広域緊急援助隊

ア 編成及び活動

(ア) 警備部隊

機動隊又は静岡県警察管区機動隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表第 1）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 先行情報班

救出救助班及び隊本部班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

b 救出救助班

速やかに被災地に赴き、被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

c 隊本部班

自部隊の食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他自部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

d 特別救助班

極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確な被災者の救出救助に当たる。

(イ) 交通部隊

交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表第 2）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 先行情報班

交通対策班及び管理班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

b 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制及びその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

c 管理班

自部隊の食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他自部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(ウ) 刑事部隊

刑事部、警務部及び署において検視業務等についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する職員の中から、広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表（別表第3）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

b 遺族対策班

検視班の班長の指揮の下、被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、被災地警察の災害警備本部、後記第3の1(2)イに規定する特別生活安全部隊行方不明者相談情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

イ 隊員の推薦等

(ア) 推薦

関係所属長は、広域緊急援助隊の隊員として、年齢、技術、経験等を考慮した上で適任者を選考し、広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）隊員推薦書（様式第1号）により、それぞれの事務主管課長を経由して本部長に推薦するものとする。この場合において、特別救助班の班員の推薦にあつては、登坂、ロープブリッジ、リペリング降下、潜水、各種災害警備用装備資機材の取扱い及び救急法等の技能に関し、特に優れた者を推薦するものとする。

(イ) 指定解除の上申

関係所属長は、人事異動、疾病その他の理由により隊員の指定を解除する必要が生じたときは、その理由を付して広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）隊員解任上申書（様式第2号）により、それぞれの事務主管課長を経由して本部長に当該隊員の解任上申を行うとともに、前記(ア)の規定によりこれに代わるべき隊員を推薦するものとする。

(2) 広域警察航空隊

派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮して、静岡県警察航空隊の隊員の中から、大規模災害発生時に派遣する警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上並びに捜索救助等に従事する特務要員をもって編成し、被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

静岡県警察管区機動隊の隊員のうち、広域緊急援助隊（警備部隊）に指定された者以外の全隊員により編成し、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

2 派遣期間

各隊の1回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊 おおむね3日間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊 おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊 おおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊 数日間をめどとする。

3 自活の原則

即応部隊は、食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察その他関係機関の支援を受けることなく、自ら行うものとする。また、次に掲げる各隊にあつては、それぞれに定める事項についても自ら行うものとする。

(1) 広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊 指揮所及び宿泊所の設営

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊） 宿泊所の設営

(3) 広域警察航空隊 派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮した機体カバー等野外係留資機材の携行

4 運用

(1) 派遣準備等

事務主管課長は、大規模災害発生時、直ちに関東管区警察局を通じて被災状況に係る情報の収集に当たるとともに、被災地等の状況を踏まえ、救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の航空機の資機材及び自活のための装備資機材を取りそろえるなど派遣準備を進め、派遣に関して関東管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 隣接県が被災した場合

隣接県が被災した場合は、前記(1)の規定による措置をとるほか、被災地警察に派遣される他の都道府県警察の部隊に係る活動拠点、装備資機材の提供等について配慮するものとする。

(3) 広域警察航空隊の運用規程

広域警察航空隊の運用等に関する事項については、この要領によるほか、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針についての改正について（平成23年12月20日付け警察庁丙地発第83号）」等によるものとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊各隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

(ア) 現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供その他積極的な広報に努め、被災者等の安心感を醸成するものとする。この場合において、広報責任者は、原則として警部の階級にある者とする。

(イ) 事務主管課長は、効果的な広報を実施するため、必要に応じて即応部隊への広報課員の帯同について広報課長と協議するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

広域緊急援助隊（警備部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊は、救出救助活動に当たり、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

広域警察航空隊は、活動に当たり次の事項に留意する。

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地等において活動する他の都道府県警察の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

6 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

大規模災害発生時等に備え、次のとおり有事即応体制を保持するものとする。

ア 事務主管課長は、大規模災害発生時に迅速に各隊を派遣することができるように緊急招集連絡体制を整備しておくものとする。また、他の即応部隊の各隊との間においても、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

イ 隊員は、次の事態が発生した場合は、勤務所において待機するとともに、出動の準備を行うものとする。

(ア) 東京都 23 区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合

(イ) 県外（東京都 23 区を除く。）において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合

ウ 事務主管課長は、前記イの事態が発生した場合において勤務時間外であるときにあっては、隊員を速やかに招集するとともに、勤務所における待機を命じ、出動の準備を行わせるものとする。

エ 隊員は、前記イに規定する以外の事態が発生した場合には、勤務時間内においては勤務所に、勤務時間外においては自宅待機することとし、出動に向けた準備を行うものとする。

オ 隊員は、招集に応じるため、常に所在を明らかにするとともに、連絡方法等について必要な措置を講じておくものとする。

(2) 隣接・近接警察との協議

事務主管課長は、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう隣接及び近接する県警察と連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 教養訓練の徹底

事務主管課長は、関東管区警察局の行う教養訓練へ隊員を派遣するほか、教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。特に、特別救助班については、専門的かつ計画的な教養訓練を実施し、救出救助活動を行う自衛隊、消防その他関係機関との合同訓練を実施するなど連携を強化するとともに、練度の維持及び向上に努めるものとする。

(4) 装備資機材の管理等

事務主管課長は、いかなる態様の災害にも対応できるように装備資機材を整備し、迅速に部隊が被災地等に出動できるようにその装備資機材を常に良好な状態に管理しておくものとする。

(5) 計画の整備、見直し

事務主管課長は、部隊の展開経路及び移動手段、関係機関との連携、装備資機材の携行、自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備、燃料補給及び広域飛

行のための広域運用マニュアルの整備等部隊派遣に係る計画を整備し、随時必要な見直しを加えるものとする。

第3 一般部隊の運用等

一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとし、災害派遣隊の各級指揮官となる幹部職員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。

1 編成及び活動

(1) 特別警備部隊

機動隊、静岡県警察管区機動隊及び静岡県警察方面機動隊の隊員の中から、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準（以下「警察庁基準」という。）に基づき編成し、即応部隊に引き続き被災地等に赴き、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別生活安全部隊

生活安全部及び署生活安全（刑事生活安全）課の職員の中から、警察庁基準に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。また、必要に応じて各班に連絡調整を行う特務員を置くことができるものとする。

ア 相談・防犯指導活動班

避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）を訪問して相談活動及び防犯指導（以下「相談活動等」という。）に当たり、原則として車両1台につき班員2人で行うものとする。

イ 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集及び整理に当たる。

(3) 特別自動車警ら部隊

地域部及び署地域課の警察官の中から、警察庁基準に基づき編成し、被災地等において、警ら用無線自動車による警戒及び警ら並びに現場広報等に当たり、警ら用無線自動車1台につき隊員2人で行うものとする。また、必要に応じて部隊の連絡調整を担当する特務班を含めて構成することができるものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

刑事部（原則として機動捜査隊）の警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、2交替制で勤務する場合にあっては8人、3交替制で勤務する場合にあっては12人により編成し、被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を所管する所属をいう。以下同じ。）の長の指揮の下、被災地等において、車両による警戒及び警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における

初動捜査等に当たり、1班につき捜査用無線自動車2台、班員4人で行うものとする。

(5) 身元確認支援部隊

鑑識専務員を含めた刑事部及び署刑事（第一・生活安全）課の職員の中から、1隊6人により編成し、被災地警察の鑑識課（鑑識を所管する所属をいう。）の長の指揮の下、遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取に当たる。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊数に準じるものとする。

(6) 特別交通部隊

交通部及び署交通課に属する警察官の中から39人により編成し、被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動に当たる。また、帯同する車両については、警察庁が定める車両編成基準により、関東管区警察局を通じて、被災地等における活動内容等を事前に確認し、活動内容に応じて選定するものとする。

2 派遣期間

各部隊の1回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長するものとする。

- (1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊 おおむね10日間をめぐとする。
- (2) 特別機動捜査部隊 おおむね1週間をめぐとする。
- (3) 身元確認支援部隊 被害の状況を踏まえて必要な期間とする。
- (4) 特別交通部隊 おおむね2週間をめぐとする。

3 運用

(1) 派遣準備等

事務主管課長は、大規模災害発生時、直ちに関東管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して関東管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 隣接県が被災した場合

隣接県が被災した場合においては、前記(1)の規定による措置をとるほか、被災地警察に派遣される他の都道府県警察の部隊に係る活動拠点、装備資機材の提供等について配慮するものとする。

4 活動上の留意事項

(1) 各部隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故、受傷事故等も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各部隊間の緊密な連携

一般部隊の各部隊は、他の一般部隊各部隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

広報に際し、被災者、行方不明者その他関係者のプライバシーに配慮しつつ、各部隊の活動内容等に関し被災者への安心感の醸成に必要な活動を適宜行うものとする。この場合において、広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とする。

(2) その他の個別事項

ア 相談活動等の推進

(ア) 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班は、相談活動等の実施に当たり被災地等の地方公共団体等と緊密な連携を図り、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握するものとし、相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動等の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

(イ) 厚生課長は、相談・防犯指導活動班員が災害によりストレスを受けた被災者と直接会話をすることにより、二次的ストレスを受けるおそれがあることから、当該班員に対する心理カウンセラー等による派遣前の教養、派遣終了後のカウンセリング等を必要に応じて実施し、当該班員のメンタルヘルスの維持に努めるものとする。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

エ 適切な身元確認支援活動

身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、当該部隊の活動の趣旨及び必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保

に努めるものとする。また、聴取内容の記載誤り並びに提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え、紛失等は、身元の確認の誤り又は身元確認が不可能になるなど重大な問題に直結することから、その保管及び管理について万全を期すものとする。

オ 交通状況に関する広報活動

特別交通部隊、特別警備部隊、特別自動車警ら部隊及び特別機動捜査部隊は、被災地等における交通状況について、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止め、迂回措置等の交通規制の実施状況及び道路陥没等の危険箇所の状況について積極的な広報に努めるものとする。

5 平素の措置

(1) 教養訓練の徹底

事務主管課長は、装備資機材の取扱い、通信機材の取扱いその他専門的かつ実践的な教養訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(2) 装備資機材の管理等

事務主管課長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を携行して迅速に被災地に出動できるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくものとする。

第4 支援対策室及び支援対策部隊との連携

事務主管課長は、大規模災害発生時において、警察庁緊急災害警備本部に設置される支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、災害派遣隊の各隊の編成、運用上の具体的留意事項及び必要事項については、事務主管課長が別に定めるものとする。